

地域産業委員会 令和3年6月15・16日
地域力推進部 資料1番
所管 地域力推進課

地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業（地域力応援基金助成金）
について

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする「新たな日常」への対応や自然災害への備えなど、社会環境の変革に柔軟に対応し、しなやかな区民活動の実践に向けて取り組む団体を支援する。

2 交付対象団体

大田区区民協働推進条例に規定する区民活動団体で、6年以上の活動を行っている団体

【参考】大田区区民協働推進条例第2条第1項第4号（区民活動団体の定義）

区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であって、区内で活動するものをいう。

3 対象事業

区民生活の向上に寄与する活動において、しなやかな区民活動へつなげる環境整備のモデルとなる以下の取り組み

(1) インターネットによるリモート会議などデジタル環境整備の推進

※例：インターネットの工事、Wi-Fi化の無線ルーターの購入など

(2) 団体ホームページの充実、街頭設置の掲示板の改修など情報発信の強化

※例：団体ホームページデザインの改修、団体が管理する掲示板の改修など

(3) ソーシャルディスタンスの確保など「新たな日常」への対応

※イベント等でソーシャルディスタンスの確保に必要な物品の購入など。
ただし、感染対策に必要な消毒液等の消耗品は除く。

4 対象期間

令和3年4月1日から令和3年12月20日までに整備が開始され完了する事業

※募集時に終了している事業も遡及して対応する。

5 助成金額

対象経費の2分の1、ただし、1団体当たり上限10万円まで

※他の助成制度等との併用も可。併用の場合、その金額を経費から控除して計算する。

6 募集

令和3年7月5日（月）から令和3年8月10日（火）17時まで